

京都府立医科大学大学院特別研究学生交流規程

平成20年4月1日
京都府立医科大学規程第79号

(目的)

第1条 この規程は、京都府立医科大学大学院学則（平成20年京都府立医科大学規則第2号。以下「学則」という。）第15条に規定する他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）において研究指導を受ける者（学則第23条に規定する外国の大学院又は研究所等に留学する者を含む。以下「特別研究派遣学生」という。）及び学則第33条に規定する特別研究学生の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(他の大学院等との協議)

第2条 学則第14条及び第33条に規定する他の大学院等との協議は、次に掲げる事項について、学長が行う。大学院研究科教授会議は、学長が決定するにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 対象となる学生
- (2) 研究課題
- (3) 指導教員
- (4) 研究指導期間
- (5) 研究指導終了の取扱い
- (6) 授業料等費用の取扱い
- (7) その他必要な事項

(出願手続)

第3条 特別研究派遣学生として他の大学院等において研究指導を受けようとする者は、研究指導を受けることを希望する期間の始まる2月前（外国の大学院又は研究所等の場合は原則として3月前）までに、所定の願書により学長に願い出なければならない。

(研究指導の許可)

第4条 学長は、前条の願い出があったときは、第2条に規定する協議に基づき、他の大学院等において研究指導を受けることを許可する。

2 学長は、前項の許可をしたときは、当該他の大学院等の長に受入れを依頼するものとする。

(研究指導期間)

第5条 特別研究派遣学生が研究指導を受ける期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、学長が当該他の大学院等と協議の上、研究指導を受ける期間の延長を許可することができる。大学院研究科教授会議は、学長が決定するにあたり意見を述べるものとする。

2 前項の研究指導を受ける期間は、通算して2年を超えることはできない。

(研究報告)

第6条 特別研究派遣学生は、他の大学院等において研究指導が終了したときは、直ちに（外国の大学院又は研究所等に留学する者については、帰国の日から1月以内に）研究報告書及び当該他の大学院等の長の交付する研究指導状況報告書を学長に提出しなければならない。

(研究指導許可の取消し)

第7条 学長は、特別研究派遣学生が次の各号の一に該当するときは、当該他の大学院等と協議の上、研究指導を受けることの許可を取り消すことがある。大学院研究科教授会議は、学長が決定するにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 本大学院又は他の大学院等の規則等に違反したとき。
- (2) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

(在学期間の取扱い)

第8条 第5条に規定する研究指導期間は、学則第15条に規定する在学期間に算入する。

2 前条の規定により研究指導を受けることの許可を取り消された者の在学期間の取扱いについては、学長が決定する。大学院研究科教授会議は、学長が決定するにあたり意見を述べるものとする。

(授業料の納付)

第9条 特別研究派遣学生は、当該研究指導期間中においても、本学に規定の授業料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第10条 他の大学院から特別研究学生の受入れについては、第2条に規定する協議に基づき、学長が入学を許可する。

2 前項の依頼に当たっては、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 特別研究学生入学願
- (2) 所属する研究科の長の推薦書
- (3) 学業成績証明書
- (4) 健康診断書

(研究指導状況報告書)

第11条 学長は、特別研究学生に対する所定の研究指導が終了したときは、研究指導状況報告書を交付するものとする。

(準用)

第12条 第5条及び第7条の規定は、特別研究学生に準用する。

2 この規程に定めるもののほか、特別研究学生の取扱いについては、学則その他学生に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。